

「農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案」に係る意見・情報の募集」の結果について

令和6年11月

「農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案」について、令和6年6月28日から令和6年7月31日までの期間、意見・情報の募集を実施しました。

その結果、募集期間において、4件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見及びそれに対する農林水産省の考え方を別紙に記載しましたので、お知らせします。なお、とりまとめの都合上、いただいた御意見のうち、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示させていただきます。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政への御理解、御協力よろしくお願い申し上げます。

【別紙】

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>外国の参入を前提とした改正はやめるべき。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 今回の改正は、信用事業又は共済事業を行う農協等が外国の法令に基づくLPS等を経由して株式等の取得を可能とするものであり、農協等への外国資本の参入を促すものではございません。なお、LPSを経由した出資については、その成長発展を支援することを通じて自らキャピタル・ゲインを得ることにより、組合等の収益の増加に寄与し、ひいては事業・サービスの改善にも繋がるものであり、今般の改正はその機会を増やすものとなります。</p>